

# 第二期 守口市子ども・子育て支援 事業計画

概要版



子どもの  
豊かな成長とともに支え  
はぐくむまち 守口



令和2年(2020年)3月

守口市

## 計画の基本理念

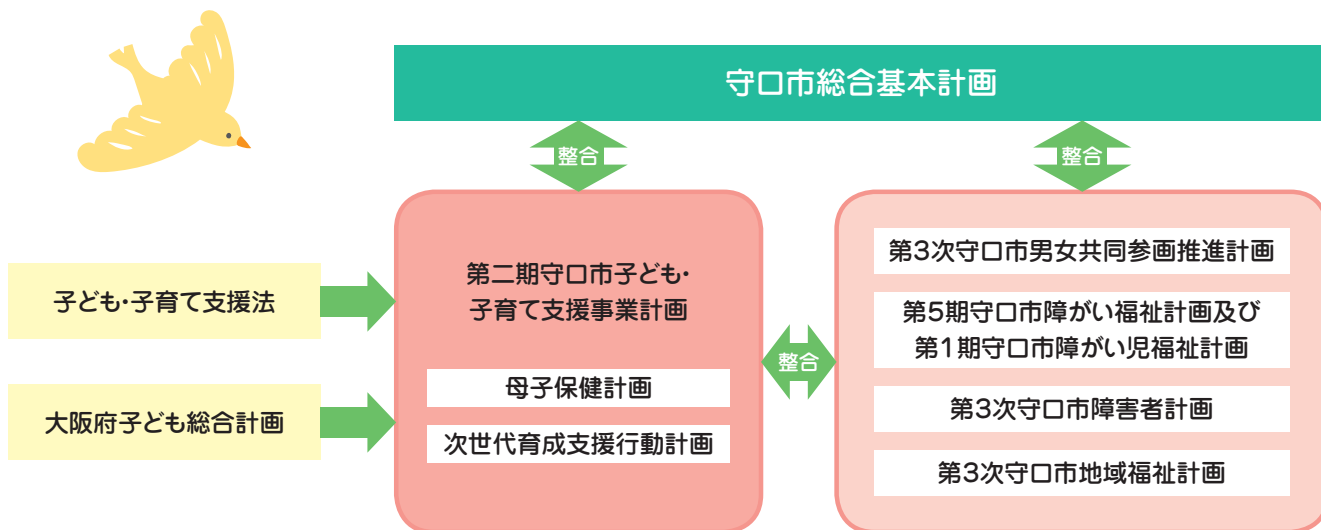
# 子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口

守口市のすべての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで家庭を持ち、子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

## 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて策定する市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援行動計画および母子保健計画を兼ねています。

また、本計画は、上位計画である「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



## 計画の期間

計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
					第二期守口市子ども・子育て支援事業計画				
					守口市子ども・子育て支援事業計画(分冊)				

## 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、担当課の自己評価による事業の進捗管理を行い(内部評価)、その結果を守口市子ども・子育て会議に報告し、守口市子ども・子育て会議による外部評価を行います。各事業等の進捗状況については、毎年度、広報誌や市ホームページ等で公表します。

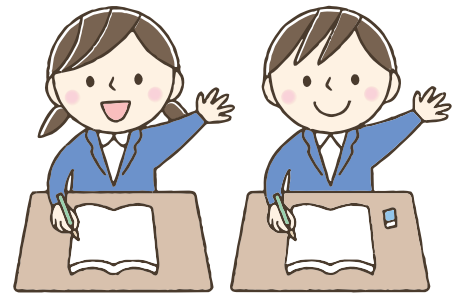
また、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度である令和4年度に、中間見直しを行います。

## 計画の基本的な視点と重点方針

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、6つの基本的な視点に基づき、5つの重点方針を設定して、総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

### 基本的な視点

- ①主権としての子どもの視点
- ②次代を担う人材を育成する視点
- ③子育て家庭の負担感を解消する視点
- ④地域社会全体で支援する視点
- ⑤子ども・子育て支援の量的拡充と質的向上の視点
- ⑥ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現の視点



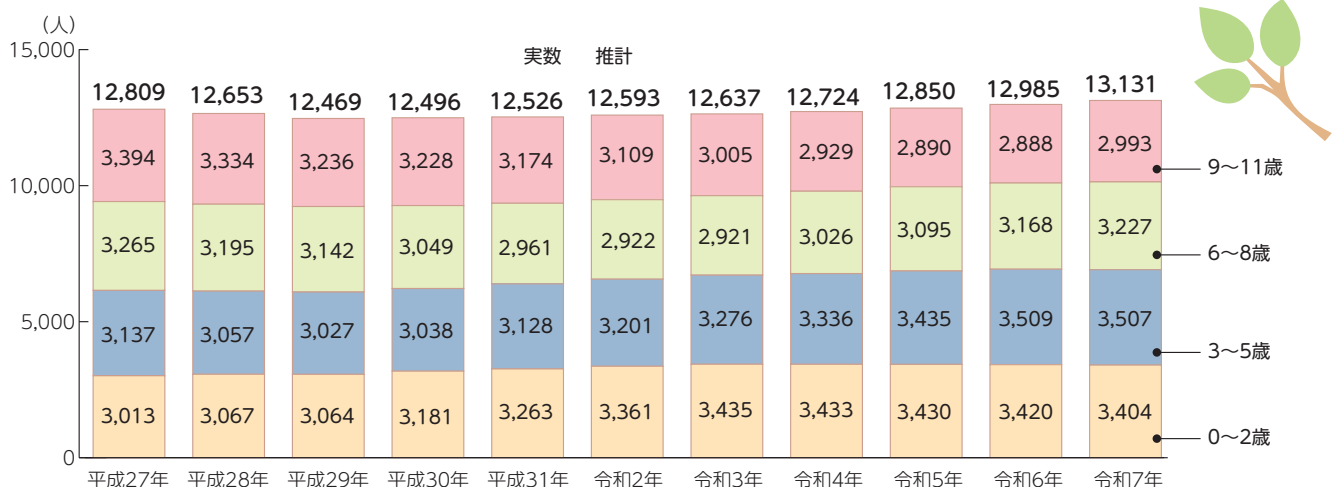
### 重点方針

- ①妊娠期から子育て期まで切れ目なく、今まで以上にきめ細やかで各家庭に寄り添った子育て支援を行います。
- ②子育ての負担感や不安をふくめて保護者の気持ちを受け止め、すべての子育て家庭に寄り添いながら相談や情報提供を行います。また、子育てに要する経済的負担の緩和に取り組みます。
- ③多様な保育ニーズに応じた受け皿を引き続き確保することで、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。
- ④民間施設・公立施設がともに安定的に質の高い教育・保育を提供できるよう、保育人材確保・育成等をはじめとした必要な施策を推進します。
- ⑤子どもの健全な発達のために、安全・安心な活動場所等を整備し、良質な子育て環境を整えるとともに、地域社会をはじめとした社会全体で子ども・子育て支援に取り組む機運を高めます。

「子育て家庭へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

## 児童人口の推移

第一期計画期間に児童人口の減少に歯止めがかかり、第二期計画期間はやや増加すると推計されます。



資料：実績は、各年4月1日現在の守口市統計による。推計は平成31年の人口に基づいたコーホート変化率法算出による。

# 計画の体系

基本理念の実現に向け、6つの施策目標を設定し、26の推進項目ごとに取組みを展開します。

基本理念

子どもの豊かな成長を  
ともに支えはぐくむまち  
守り

## 施策目標 1

### 子どもの豊かな成長支援



#### 推進項目

1. 子どもと母親の健康確保
2. 就学前の教育・保育の充実
3. 生きる力を育む教育環境の整備
4. 思春期保健対策の充実
5. 次代の親の育成支援
6. 食育の推進
7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

## 施策目標 2

### 子どもが安全に育つための環境づくり

1. 子どもの安全確保
2. 安全・安心まちづくりの推進
3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## 施策目標 3

### 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

1. 人権擁護の推進
2. 児童虐待防止策の充実
3. 子どもの立ち直り支援

## 施策目標 4

### 子育てにゆとりがもてる環境づくり

1. 子育てバリアフリーの推進
2. すべての子育て家庭への支援
3. 子育て中の社会参加支援

## 施策目標 5

### 子育てと仕事の両立支援

1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進
2. ひとり親家庭等の自立支援の推進
3. 男女共同子育ての推進
4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

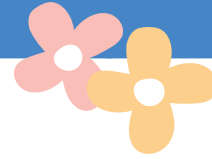
## 施策目標 6

### 地域力の活用による子育て支援



1. 子育て支援のネットワークづくり
2. 世代間交流の推進
3. 家庭教育への支援の充実
4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実
5. 子どもの居場所づくり
6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援





## 内 容

保健指導を充実し、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期把握、保護者の育児不安の軽減のほか、不妊治療や子ども医療費等の助成を行います。

家庭や地域、教育・保育施設等が互いに連携して、子どもたちの豊かな育ちを支えます。教育・保育施設では、子どもの「生きる力」を育む教育・保育を実施します。

健康と体力の増進及び基礎・基本の学力を身につけ、問題解決力や豊かな人間性等を養います。不登校等に関する教育相談を実施します。

次代を担う子どもたちが心身ともに明るく活力ある生活を営むために、自らの健康や性、心の問題等について考える機会を充実します。

次代の親となる子どもたちに配偶者と共同して家庭を築き、子育てに希望がもてるよう、必要な経験、知識を得る機会を充実します。

生涯にわたる健康の基礎となる食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指します。

教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもに対し、適切な対応が可能となるよう、総合的な支援体制の整備を図ります。

子どもたちが家庭や地域において安全に過ごすことができるよう、知識の普及に努めます。教育・保育施設、公園等での安全確保に努めます。

学校や地域が一体となって、子どもを犯罪等の被害から守り、安心して生活できる環境づくりに努めます。

青少年の健全な育成を阻害する環境または非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めます。

市民の人権意識の向上に取り組むとともに、認定こども園や学校等においても、幼児期からの人権教育の充実等を図ります。

児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対策のために関係機関と連携し、相談・訪問事業を充実し、地域全体で虐待防止に努めます。

不登校やいじめ等の悩みをもつ小・中学生により適切な対応ができるよう関係機関等が連携し、子どもの立ち直りのための支援を充実します。

道路や公共施設のバリアフリー化、子育てに便利な施設・設備の普及等、妊産婦や子育て家庭が気軽に外出できる環境の整備を目指します。

子育て情報の発信や子育てに関する相談等を通して子育て不安の解消に努めるとともに、子育てにかかる経済的な負担軽減にも努めます。

子育て中の親が自分のための時間を確保し、地域活動や自己実現のための活動に参加できるよう保育サービスを充実します。

保護者の様々な保育需要の変化に対応したサービスを充実することで、親が安心して就労と子育ての両立ができる保育環境を整えます。

ひとり親家庭が、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援等の推進に努めます。

男女が子育ての責任を分かち合い、ともに子育てに取り組むことができる社会の実現を目指し、男女共同子育ての意識啓発に取り組みます。

親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指します。

子育て中の親同士が交流し、子育ての不安感の軽減と子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。支援が特に必要な家庭への支援と早期発見に努めます。

子どもたちが豊かな人間関係の中で社会性や協調性を身につけられるよう、地域における世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断や社会のマナーを身につける教育の原点となる家庭教育への支援を充実します。

地域の施設や活動団体等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会の充実を図ります。

地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりに努めます。

地域住民等の協力を得て、登下校時の見守り等、子どもを犯罪や事故等から守っていくための活動への支援に取り組みます。

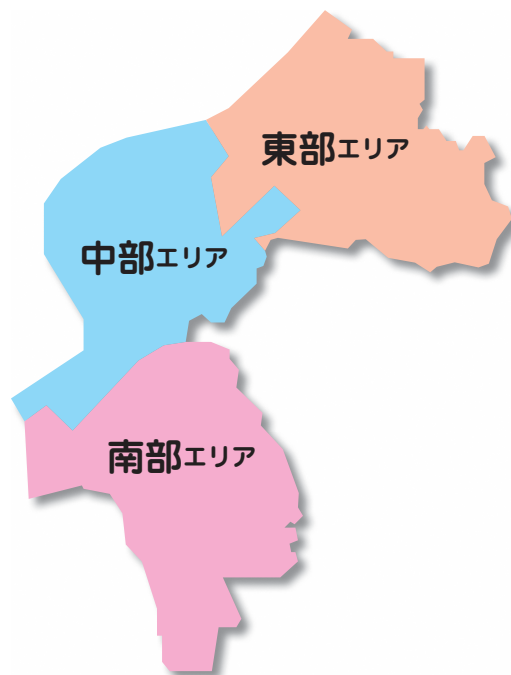


## 量の見込みと確保方策

### ●教育・保育提供区域

提供区域	小学校区
東部エリア	庭窪小、金田小、佐太小、梶小、藤田小、よつば小
中部エリア	守口小、八雲東小、八雲小、下島小
南部エリア	寺方南小、さつき学園、さくら小、錦小

(注) 教育・保育提供区域を設定したことによって、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できないわけではありません。



### ●教育・保育の量の見込みと確保方策

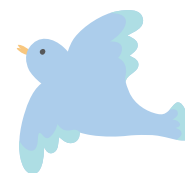
教育・保育の量の見込みは、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象	利用が想定される施設・事業
1号認定	①-1	3～5歳 専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭 共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭 共働き家庭等	認定こども園・幼稚園
2号認定	①-2		認定こども園・幼稚園
	②		認定こども園・保育所
3号認定	③④	0～2歳 共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育事業

①-1 1号認定(専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭)【3～5歳】

①-2 2号認定(共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭)【3～5歳】(新2号)

市全体		令和2年度	令和6年度	令和元年度施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	397	434	幼稚園2か所 認定こども園25か所	各エリアとも確保量が量の見込み量を上回り、市全体として十分な確保量が見込まれます。
	確保方策(人)	542	542		
	過不足	145	108		
中部エリア	量の見込み(人)	332	363		
	確保方策(人)	400	400		
	過不足	68	37		
南部エリア	量の見込み(人)	363	399		
	確保方策(人)	573	573		
	過不足	210	174		



② 2号認定(共働き家庭等)【3～5歳】

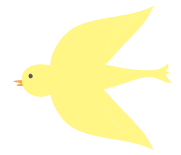
市全体		令和 2年度		令和 6年度	令和元年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	683	▶	749	認可保育所4か所 認定こども園 25か所	中部エリアには確保量の不足が見られます。また、東部及び南部エリアにおいても令和5年度以降、確保量の不足が見られます。今後は、1号認定の確保量を活用し、2号認定の確保量を増加させていく必要があります。
	確保方策(人)	734		734		
	過不足	51		△15		
中部エリア	量の見込み(人)	573	▶	628		
	確保方策(人)	569		569		
	過不足	△4		△59		
南部エリア	量の見込み(人)	627	▶	687		
	確保方策(人)	656		666		
	過不足	29		△21		

③ 3号認定(共働き家庭等)【0歳】

市全体		令和 2年度		令和 6年度	令和元年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	133	▶	132	認可保育所4か所 認定こども園 25か所 小規模保育事業等 25か所 企業主導型 保育事業7か所	各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても必要な確保量が見込まれます。
	確保方策(人)	157		157		
	過不足	24		25		
中部エリア	量の見込み(人)	108	▶	107		
	確保方策(人)	123		123		
	過不足	15		16		
南部エリア	量の見込み(人)	108	▶	108		
	確保方策(人)	155		155		
	過不足	47		47		

④ 3号認定(共働き家庭等)【1・2歳】

市全体		令和 2年度		令和 6年度	令和元年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	501	▶	516	認可保育所4か所 認定こども園 25か所 小規模保育事業等 25か所 企業主導型 保育事業7か所	中部エリアでは確保量の不足が見られませんが、市全体で見ると、必要な確保量が見込まれます。市民の保育需要等を踏まえ、企業主導型保育事業についても市町村の利用者支援の対象とするなど、今後も必要となる確保量の増大に努めます。
	確保方策(人)	528		528		
	過不足	27		12		
中部エリア	量の見込み(人)	441	▶	454		
	確保方策(人)	419		419		
	過不足	△22		△35		
南部エリア	量の見込み(人)	443	▶	456		
	確保方策(人)	487		493		
	過不足	44		37		



## ●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

提供区域	事業	令和2年度	令和6年度	令和元年度現在の実施体制/確保の内容
3エリア	時間外保育事業 (延長保育事業)(人) 【0～5歳】	1,242 ▶	1,312	施設数54か所 認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。
3エリア	放課後児童健全 育成事業 (もりぐち児童クラ ブ:入会児童室) 【小学生】	低学年 (人) 836 ▶	907	施設数14か所 すべての市立小学校等で引き続き実施し、すべてのエリアで必要量を確保できる見込みです。
		高学年 (人) 231	218	
全域	子育て短期支援事業(人日) 【0～5歳】	105 ▶	111	施設数5か所 現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。
3エリア	地域子育て支援拠点事業	31,614 ▶	32,169	施設数7か所 南部にあった守口市子育て支援センターの機能を中部エリアの子育て世代包括支援センター内に移転し、その機能を大幅に拡充しました。今後、南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所増設することを検討します。
3エリア	一時預かり(幼稚園型)(人日) 【3～5歳】	67,590 ▶	74,093	施設数27か所 認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。
3エリア	その他の一時預かり(人日) (幼稚園型以外)	3,758 ▶	3,824	施設数19か所 認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか企業主導型保育事業において必要量を確保します。また、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)による確保も見込んでいます。
全域	病児保育事業(病後児保育を含む)(人日)	2,821 ▶	2,979	施設数3か所 市全体では確保方策は充足できる見込みです。保護者ニーズや、エリアの偏りを踏まえ、施設の増設を検討します。
全域	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業)【小学生】	低学年 (人日) 366 ▶	390	施設数1か所 必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。
		高学年 (人日) 12	11	
全域	利用者支援事業 (母子保健型)(か所)	1 ▶	1	子育て世代包括支援センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。
全域	妊婦に対する健康診査 (人回)	13,481 ▶	13,299	すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。
全域	乳児家庭全戸訪問事業(人)	1,106 ▶	1,099	すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。
全域	養育支援訪問事業(人)	16 ▶	16	養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、きめ細やかな指導や支援等に努めます。

※提供区域:提供区域を東部・中部・南部の3つのエリアごとに設定する事業は「3エリア」、提供区域を市全域で設定する事業は「全域」と表記しています。  
 ※各年度の数値は市全域で示しています。また単位の「人日」「人回」は年度延べ数となっています。  
 ※すべての地域子ども・子育て支援事業において必要量を確保できる見込みです。

## 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年(2020年)3月

企画編集:守口市子ども部子ども政策課

発行:守口市 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 電話06-6992-1665